

2020年度通常公募 団体情報シート				
団体名	一般財団法人大阪府人権協会		団体web サイトURL	www.jinken-osaka.jp/
申請事業名		申請受付番号		2011
主題	差別や排除のない人権尊重の社会づくり事業		申請事業の分類①	①草の根活動支援事業
副題	人権NPO協働助成で被差別・社会的マイノリティと社会をつなぐ		申請事業の分類②	①-2 地域ブロック
			申請事業の分類③	近畿ブロック(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)
優先すべき社会の諸課題選択科目				
領域①	1)子ども及び若者の支援に係る活動		領域②	2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
分野①			分野②	
①	経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援		④	働くことが困難な人への支援
②	日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援		⑤	社会的孤立や差別の解消に向けた支援
③	社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援			
領域③	3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動		領域④	-
分野③			分野④	
⑥	地域の働く場づくりの支援		-	-

申請事業概要	
<p>人権NPO協働助成事業として、大阪府内（近畿圏の団体も可能）で団体を募集し、「事業計画の作り方講座」を開催して団体を支援しながら、事業推進委員会で事業を選定します。おおむね8団体に平均300万円を3年間助成しながら、実行団体と人権協会とが協働して取り組みます。実行団体は、助成1年目は、事業計画の修正と、活動拠点の整備や人の配置等の基盤整備を始めます。2年目は、事業を本格的に実施しながら、支援団体や行政、企業等との連携を進めていきます。3年目は、事業の定着とともに、2年間の事業の評価と検証を行い、事業を継続する計画を作っていきます。これを人権協会が、毎月の状況報告やプログラム・オフィサーとの連携、事業説明研修会や中間報告交流会、年間報告交流会の開催を通じて、相談と助言、実行団体相互の交流、支援団体や行政、企業等との接点の調整、評価、報告書のまとめ等の支援をしていきます。これにより、実行団体が、人権問題を社会に広く訴えていくとともに、課題解決に取り組む団体や行政、企業等とのネットワークができ、団体としても継続した運営ができることで、差別や排除、孤立や生活困難等の人権問題を解決していく取り組みを進めます。</p>	

団体組織情報		
1	●設立・法人取得年月日	
	設立年月日	1951/12/1
	法人格取得年月日	1957/12/2
2	●団体概要	
	団体概要	大阪府内を中心に、被差別・社会的マイノリティを中心とする人権問題の解決に取り組む一般財団法人です。そのために、人権啓発事業や人権相談事業、自立を支援する事業、人材養成事業などを、民間団体や行政、企業等とのネットワークによって進めています。2014年度から人権問題の解決に取り組むNPO等の民間団体の活動を支援し協働する人権NPO協働助成を行ない、28事業に助成を行っています。
3	●代表者情報	
	代表者名	田村 賢一
	代表者の役職	代表理事
	代表者名 2	-
4	●役員	
	役員の数	22人
	(その内) 監事/監査役・会計参与の数	2人
	置いている監事のうち公認会計士または税理士の人数	1人
5	●事務局職員	
	職員・従業員合計	12人
	以下、職員・従業員の内訳	
	常勤・有給・有期	1人
	常勤・有給・無期	6人
	常勤・無給(有期・無期)	0人
	非常勤・有給・有期	5人
	非常勤・有給・無期	0人
非常勤・無給(有期・無期)	0人	
	事務局体制の備考	特になし
6	●資金管理体制	
	決済責任者、経理担当者、通帳管理者のうち、決済責任者と通帳管理者が異なること	問題なし
7	●区分経理・帳簿	
	1.必要な会計帳簿が備えられている	問題なし
	2.業務別に区分経理ができる体制である	問題なし
8	●監査	
	年間決算の監査を行っているか	①監事で実施

助成実績		
1	前年度の助成件数 (件)	4 団体
2	前年度の助成総額 (円)	¥ 990,600-
助成事業の実績内容		

1996年度より、地域啓発交流支援事業として、差別の解消に向けた地域での啓発・交流活動に対して、毎年40～52団体に助成を行いました。2008年度からは、コミュニティづくり協働支援事業として、差別や排除のない地域のコミュニティづくり事業に対して、毎年6団体に助成を行ってきました。また、2011、12年度には、内閣府新しい公共支援事業を受けて、大阪府内の人権問題に取り組むNPO・団体・グループ等の調査を行うとともに、8団体の活動に助成を行ってきました。2014年度からは、自主財源を活用して人権NPO協働助成事業を実施し、被差別・社会的マイノリティをはじめとする人権問題の解決に取り組む当事者団体や支援団体に対して、上限30万円で年間4事業、これまで28事業に支援してきています。事業の運営では、助成金の交付要綱を定めて助成事業を管理するとともに、事業実施団体と人権協会とが協働して事業を進めることで、事業の運営を支援してきました。これまでの助成事業は、見た目問題、LGBT（性的マイノリティ）、在日コリアン、在日難民、ハンセン病回復者、子ども、児童養護施設出身者の人権、部落差別解消、障がい者の文化芸術、ブラジルにルーツがある子ども、外国にルーツがある保護者、絵本の多言語化、子どもの居場所、シングルマザー、高齢者への支援、子どもの暴力防止、引きこもり、マイノリティアート、思春期の性、子どもシェルター、識字・日本語活動、食糧、外国人医療、地域交通支援、防災等の分野にわたっています。この助成事業により、当事者間のつながりづくりの機会の創出、当事者の居場所づくり、啓発のための冊子やDVDの作成、当事者からの発信、啓発や支援に関する講座の開催、当事者への支援が行われてきました。そして、これらの取り組みが、行政の施策で活用されたり、企業や支援団体とのつながりやネットワークが続いていたりして、人権が尊重された地域社会を作ることにつながっています。

誓約確認等		システム入力
欠格事由に関する誓約	誓約	チェックあり
業務に関する確認	業務1.1の確認	チェックあり
	業務1.2の確認	チェックあり
	業務2の確認	チェックあり
	業務3	該当なし
	業務3の確認	チェックあり
個人情報保護に関する基本方針の同意	同意	チェックあり